



## 研修について考える

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

常任理事 岩屋口 智栄

### 【はじめに】

筆者は、昨年6月、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「当法人」という。）の定時総会にて理事に選任され、その後の理事会で研修事業を担当することになった。

当法人はご存知のとおり公益社団法人で、公益事業を行う社団法人である。当法人のメイン事業は、後見人等の候補者を家庭裁判所に推薦することのように思われがちであるが、これは誤りで、よく勘違いされていることである。当法人のメイン事業は、「専門職後見人指導監督事業」と「専門職後見人養成事業」で、このうちの「専門職後見人養成事業」の観点から当法人の研修は行われている。

一年余り研修事業を執行してきた中で思うことを伝えたい。文中意見にわたる部分、本稿全体にわたる見解は筆者の個人的見解であり、当法人の意見、見解ではないことをあらかじめお断りしておく。

### 【研修の目的】

当法人の研修は、「定款」に規定され、詳細は「研修規程」、「研修実施要綱」に定められている。「会員研修と後見人等候補者名簿登載・更新の手引き」には、さらに詳しく書かれており、当法人の会員（以下「LS会員」という。）は、当法人のホームページの会員専用WEBサイトより確認することができるので、ぜひ一読してほしい。

恥ずかしながら、筆者は常任理事になるまでこれらを熟読することはなかった。改めて読み返してみると、当法人の研修の目的、内容や種類、在り方等を理解することができる。

当法人に入会を希望する司法書士の多くは、公益事業をするためというよりは、後見事件の配転を受けること、後見業務を行うことを目的として、当法人に入会する。入会後は、研修を受け一定の研修単位を取得し、後見人等候補者名簿（以下「名簿」という。）の登載申請をして名簿に載ることになる。この名簿に載っていることが、後見事件の配転を受ける条件となっている家庭裁判所は、全国多数に及ぶ。名簿登載者は登載後も、一定の研修を受け研修単位を取得し、2年に一度、名簿更新をする必要がある。

名簿登載され数年が経つと、当法人に入会した時の目的は忘れてしまい、ただ研修単位をとって名簿から落ちないようにするために、研修を受けること自体が目的になってしまっている方が少なくないのではないかと思う。漫然と研修を受け単位を取るといふようである。

しかし本来の目的は、後見業務を円滑に遂行させるため、後見業務の知識を得るため、だったはずである。日々の業務が忙しいのかもしれないが、今一度初心に立ち戻ってもらいたい。

成年後見業務は日々変わってきている。平成12年に成年後見制度が始まり、およそ24年が経つが同制度の利用が広がらない為に、平成28年に成年後見制度利用促進法が制定され、平成29年に

成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定された。令和2年に意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインが示され、令和4年には同計画の第二期計画が閣議決定されている。これらの法律及び計画並びにガイドラインには、今後の同制度の在り方が記されている。ちなみに現在は、法制審議会民法（成年後見等関係）部会にて民法改正が議論されている。

### 【研修のコンテンツについて】

研修のコンテンツは、大別すると二種類あると思う。当法人の本部側が、LS会員に受講してほしいと考えている研修（以下「受けてほしい研修」という。）と、LS会員が受講したいと思っている研修（以下「受けたい研修」という。）である。

「受けてほしい研修」とは、前記の成年後見制度利用促進法及び成年後見制度利用促進基本計画並びに意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン等の研修である。後見業務における考え方を示した倫理研修等も含まれる。これらの研修は、概論的であり具体的ではないので、実務にすぐに直結するものではなく、若干退屈に感じてしまうという意見がある。そのため、積極的に受講するLS会員が多いとは言えない。

一方、「受けたい研修」というのは、少資産の後見業務、被後見人の債務整理、相続、死後事務、後見監督に関するもの等、具体的に日々の業務に直に関係する研修である。

どちらの研修が優れているという訳ではなく、バランスよく両方の研修を受講することが重要だと思っている。実務を行っている、「受けたい研修」の知識で、日々の業務をこなすことはできる。しかし、トラブルが起こったときは、「受けてほしい研修」の知識により解決を図れる場合がある。例えば、被後見人等（以下「本人」という。）の支援方針の相違により関係機関とでトラブルになった場合に、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインの考え方にに基づき、方向性を示すことによりトラブルを解決することができると思う。また、LS会員が関係機関に対しても、現在の成年後見制度の潮流についての説明をすることで、司法書士の存在価値を高めることにも繋がると考える。

### 【先輩後見人との交流】

では、実際の後見業務において必要な知識とは、何なのだろうかと考えてみる。

「受けてほしい研修」「受けたい研修」の知識が必要なのはさることながら、それだけでは後見業務のすべてを網羅することは困難ではないかと思う。経験のある方なら分かると思うが、後見業務は正解のない業務と言われている。登記業務においては、申請どおりに登記事項が登記されたり、債務整理業務においても、借金が免責されたり、利息がカットされて元金を返済することになったり、教科書どおりに業務を行えば、ある程度の正解にたどり着くことができる。

しかしながら、後見業務では、本人の居住地は在宅がいいのか施設がいいのか、本人の意思をどこまで叶えることができるか、正解なのか否か確証を持たずに日々悩み業務を行っているLS会員が多くいると聞き及んでいる。

こうしたときに最も参考になるのは、先輩LS会員司法書士後見人（以下「先輩後見人」という。）の経験談である。筆者も後見業務を始めたばかりの頃は、本人が亡くなったらどうしたらいいのか、親族が遺骨を引き取らない場合はどうするのか、後見人が保管するのか、親族が横領していた場合どうするのか、どこまで回収するのか、刑事告訴するのか等、とても不安だった事を覚えている。このような実際どうしているのかという話は、研修で聞ける機会は多くはない。講師は、



いわゆる「ぶっちゃけ話」はできないのである。筆者も講師の経験はあり、特に経験談はできるだけ話すようにはしているが、公の場では限界があるし、録画される場合は途端にできなくなる。

先輩後見人の経験談の知識を身に着ける最もよい方法は、先輩後見人に“直に”聞くことだと思う。しかし、なかなか先輩後見人と知り合う機会は少ないし、知り合ってもすぐには親しくはなれない。突然、電話で聞くこともできないだろう。そこで手っ取り早い方法として、当法人の各支部（各県）にある委員会等に所属することをお勧めしたい。そうすれば先輩後見人と親しくなり、委員会等の集まりで、疑問に思っていることをいつでも聞くことができる。多くの先輩後見人は、数多くの後見業務を行い後見業務について熟知精通しているので、正に、マンツーマンの「ディスカッション研修」になると思う。

筆者も約20年前、地元神奈川県支部の業務相談委員会に所属していたが、その際に、先輩後見人から教わった知識は計り知れなく、何度も助けられたことを今でも感謝している。

特に、委員会等の会議後の懇親会の席で、先輩後見人が酔った勢いで話をしてくれた「ぶっちゃけ話」は私の貴重な財産になっている。

### 【おわりに】

ここ数年、当法人の名簿登載者数が減少している。

昨今のコロナ禍の影響で、LS会員間の交流の場が減ったことも理由の一つではないかと思う。コロナ禍で相談ができる環境が失われ、後見業務へのやる気を失い名簿落ちしてしまったのかもしれない。後見業務に興味はあるものの、一步を踏み出せず、当法人への入会や名簿登載を躊躇している司法書士会員がいるのかもしれない。

第二期成年後見制度利用促進基本計画では、後見業務の担い手を確保することが、優先して取り組む事項として掲げられている。当法人の名簿登載者数の減少は喫緊の課題であると言えよう。

この課題解決の一つとして、後見業務に対する不安を減らし安心して後見業務ができるように、LS会員が気軽に相談できる体制を整備することが重要だと思う。さらにコロナ禍前のように、LS会員間の交流の場を増やすことも重要だと思う。気軽に飲みに行き、先輩後見人から後見業務の「ぶっちゃけ話」がきける機会があれば、なおいい。併せて後見業務に新規参入する司法書士会員が、一人でも増えることを筆者は熱望している。

リーガルサポート会員数8,765名 / 全国司法書士会員数24,500名 入会率36%

支部別 会員数及び入会率一覧表

2024年8月1日現在

支部名	司法書士			司法書士法人			支部名	司法書士			司法書士法人		
	L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率		L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率
札幌	41	526	8%	0	22	0%	石川県	84	193	44%	2	3	67%
函館	5	38	13%	0	6	0%	富山県	54	143	38%	1	3	33%
旭川	24	71	34%	0	2	0%	大阪	891	2,515	35%	40	162	25%
釧路	10	80	13%	0	2	0%	京都	262	592	44%	12	30	40%
宮城	115	338	34%	4	19	21%	兵庫	513	1,048	49%	10	31	32%
ふくしま	80	262	31%	0	10	0%	奈良	85	206	41%	1	6	17%
山形	70	156	45%	1	1	100%	滋賀	120	237	51%	1	14	7%
岩手	47	136	35%	4	8	50%	和歌山	14	165	8%	0	2	0%
秋田	62	113	55%	1	2	50%	広島県	234	542	43%	12	26	46%
青森	32	121	26%	1	6	17%	山口	57	219	26%	1	4	25%
東京	1,540	4,678	33%	86	351	25%	岡山県	137	369	37%	1	22	5%
神奈川県	527	1,286	41%	23	75	31%	鳥取	43	90	48%	0	3	0%
埼玉	344	972	35%	11	51	22%	しまね	12	110	11%	0	4	0%
千葉県	317	794	40%	5	44	11%	香川県	83	180	46%	0	3	0%
茨城	107	342	31%	0	5	0%	徳島	56	136	41%	0	6	0%
とちぎ	86	232	37%	2	7	29%	高知	55	112	49%	0	4	0%
群馬	115	300	38%	1	10	10%	えひめ	97	237	41%	2	9	22%
静岡	241	480	50%	19	32	59%	福岡	448	1,019	44%	5	47	11%
山梨	47	130	36%	0	3	0%	佐賀	52	121	43%	1	11	9%
ながの	128	364	35%	6	8	75%	長崎	63	149	42%	0	6	0%
新潟県	102	285	36%	8	19	42%	大分	48	174	28%	0	5	0%
愛知	390	1,301	30%	13	83	16%	熊本	148	316	47%	2	16	13%
三重	87	241	36%	1	5	20%	鹿児島	134	314	43%	2	7	29%
岐阜県	101	326	31%	3	11	27%	宮崎県	71	160	44%	2	6	33%
福井県	36	118	31%	3	5	60%	沖縄	60	234	26%	3	12	25%
							合計	8,475	23,271	36%	290	1,229	24%

\* リーガルサポートの会員数は、7月8日第1回理事会の日を基準としている。